



犬を飼っている皆さんへ

🐾 犬の登録と予防注射は飼い主の義務です

犬の飼い主は、狂犬病予防法に基づき、生後91日以上の子犬を登録(生涯1回)し、毎年1回狂犬病予防注射を実施することと定められており、未実施の場合は処罰(20万円以下の罰金)の対象となります。

町では、狂犬病予防のために、集合注射を別表のとおり実施します。「登録済みの方」には通知書を発送しますので、当日忘れずにお持ちください。「登録していない方」は、役場または注射会場で犬を登録し、予防注射を受けてください。

また予防注射はお住まいの地区に限らずどの会場でも受けることができます。

なお定期集合注射を受けることができなかった人は、必ず動物病院で受けてください。

◆実施日・実施場所

町内各所(右表のとおり)

◆注射料金(1頭につき)

予防注射のみ 3,200円

登録と予防注射 6,200円

狂犬病予防注射日程表

日程	時間	場所
5月14日 [㊤]	9:00～ 9:20	谷津作地区研修センター
	9:30～ 9:45	小野赤沼多目的研修集会施設
	10:00～10:20	雁股田地域活性化拠点施設
	10:30～10:50	塩庭地区多目的集会施設
	11:10～11:35	旧夏井第二小学校
	11:45～11:55	塩庭二区多目的集会施設
	13:00～13:20	湯沢体験農園管理施設
	13:30～13:50	夏井多目的集会施設
5月21日 [㊤]	9:00～ 9:20	浮金集落センター
	9:35～ 9:50	吉野辺集落センター
	10:00～10:15	飯豊ひまわり保育園駐車場
	10:25～10:35	新田内集会所
	10:45～10:55	飯豊下多目的集会施設
	11:05～11:15	大名内集会所
	11:20～11:35	小野山神ふれあい館
	11:45～12:00	皮籠石多目的集会施設
13:00～13:30	小野町商工会	
6月4日 [㊤]	9:00～11:00	役場

🐾 動物病院で受けた場合は？

動物病院で予防注射を受けた時は、獣医が発行する「狂犬病予防注射証明書」を役場へ提出し「注射済票」の交付を必ず受けてください。(1頭につき手数料550円)

🐾 飼い犬の変更手続きを必ず行いましょう！

飼い犬が亡くなった時や飼い主が変わった時、飼い主の住所や犬の所在地が変わった時は、届け出が必要となりますので、役場で手続きを行ってください。

届け出をしない場合、処罰(20万円以下の罰金)の対象となります。また町の台帳から削除されないため、狂犬病予防注射の通知書が毎年送付されてしまいますので、忘れずに届け出をしましょう。

🐾 飼い犬に「鑑札」と「注射済票」を付けていますか？

狂犬病予防法に基づき、犬を登録すると「鑑札」が、狂犬病予防注射を実施した際には「注射済票」が町から交付されます。この鑑札と注射済票は登録された犬もしくは狂犬病予防注射を受けた犬であることを証明するための標識です。飼い犬が迷子になっても、装着されている鑑札や注射済票から飼い主の元へ返すことができますので必ず飼い犬に付けましょう。

📞町民生活課 ☎72-6933